# 豊郷町耐震改修促進計画

令和８年３月改定

豊　　郷　　町

目　次

**第１章　計画策定にあたって**..... 1

Ⅰ．計画の背景と目的等　1
Ⅱ．耐震改修促進法をめぐる経緯　4

**第２章　豊郷町の現況**..... 5

Ⅰ．位置・面積　5
Ⅱ．地形・地質　6
Ⅲ．人口等　7

**第３章　想定される地震の規模・被害の予測**..... 9

Ⅰ．被害履歴　9
Ⅱ．地震被害想定　10

**第４章　耐震化の現状と目標設定**..... 12

Ⅰ．住宅の耐震化の現状　12
Ⅱ．特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状　13
Ⅲ．町が所有する公共建築物の耐震化の現状　15
Ⅳ．耐震改修等の目標の設定　16

**第５章　建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項** ..... 19

Ⅰ．耐震化の課題　19
Ⅱ．耐震診断および耐震改修にかかわる基本的な方針　19
Ⅲ．役割分担の考え方　20
Ⅳ．耐震診断・改修を図るための支援策の概要　21
Ⅴ．安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備　25
Ⅵ．地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要　27
Ⅶ．地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項　31

**第６章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項** ..... 33

Ⅰ．地震ハザードマップの活用　33
Ⅱ．相談体制の整備および情報提供の充実　34
Ⅲ．パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催　34
Ⅳ．リフォームにあわせた耐震改修の誘導　35
Ⅴ．自治会等との連携　35
Ⅵ．減災教育による人材育成　36
Ⅶ．高齢者世帯への支援　36

**第７章　建築基準法による勧告または命令等についての所管行政庁との連携に関する事項** ..... 37

Ⅰ．耐震改修促進法による指導･助言、指示、公表等の実施　37
Ⅱ．耐震改修を促進するための連携　37

**第８章　その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項** .. 38

Ⅰ．避難路の安全対策　38
Ⅱ．防災まちづくりに向けた展開　38
Ⅲ．多様な機会を活用した耐震化に関する活動の展開　38

# 第１章　計画策定にあたって

## Ⅰ．計画の背景と目的等

### 1. 計画の背景

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震では、約6,400人の尊い命が奪われ、地震による直接的な死者数は約5,500人に達し、このうち約9割にあたる約4,800人は住宅・建築物の倒壊が原因でした。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、地震発生の可能性が低いとされていた地域においても地震が発生するなど、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

こうした中、国においては、中央防災会議の地震防災戦略（平成17年3月）にて、10年後に死者数および経済被害額を被害想定から半減させるという目標が掲げられました。さらに地震防災推進会議の提言（平成17年6月）では、住宅や特定建築物の耐震化率を今後10年間で90％とすることが目標とされました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを背景に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年11月25日に施行され、不特定多数の者が利用する大規模建築物における耐震診断の実施と結果の公表の義務付けや、耐震改修を円滑に促進するため、耐震改修工法の認定基準が緩和されるなどの改正が行われています。また、平成30年6月に発生した大阪府北部地震におけるブロック塀倒壊事故等を踏まえ、平成31年1月に、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等を耐震診断の義務付け対象とすることが加えられました。

### 2. 計画の目的

平成31年1月1日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）」第6条第1項において、市町は耐震改修促進法第4条に基づく国の基本方針および県の耐震改修促進計画を勘案して、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画策定に努めることとなっています。

また、滋賀県においては、平成18年度に「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」を策定（令和8年3月改定）し、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進を図るとしています。

本計画は、国の基本方針および県の計画を受けて、豊郷町における災害に強いまちづくりを目指した防災対策の一つとして、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や多数の人々が利用する要緊急安全確認大規模建築物、特定既存耐震不適格建築物、防災拠点となる町が所有する公共建築物等の耐震対策を計画的に促進するために策定された「豊郷町耐震改修促進計画」を、法改正などを踏まえて改定を行うものです。

## 3. 位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に定められた豊郷町耐震改修促進計画の策定を目的とし、国の基本方針、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」および「豊郷町地域防災計画」等の上位関連計画を勘案して策定します。

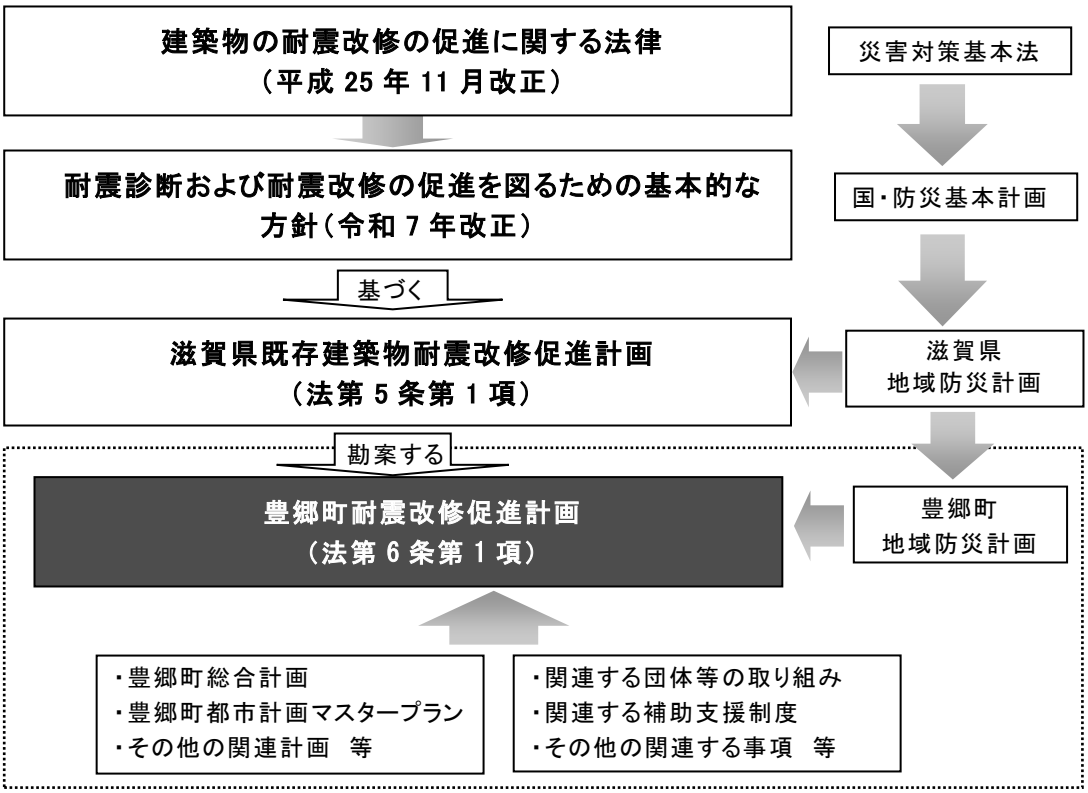


## 4. 計画期間

本計画の期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とします。また、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 5. 対象建築物

○住宅

○特定既存耐震不適格建築物等

次に掲げるもので、耐震改修促進法で用途・規模等が定められた建築物で大規模なものが要緊急安全確認大規模建築物、それ以外のものが特定既存耐震不適格建築物と定められていますが、本計画ではこれらを総称して特定既存耐震不適格建築物等と呼ぶこととします。

・多数の者が利用する建築物

・一定量以上の建築物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

・避難路沿道の建築物であって、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの

○豊郷町が所有する公共建築物

## Ⅱ．耐震改修促進法をめぐる経緯

平成７年１月に発生した兵庫県南部地震では、犠牲になった方の約９割が住宅の倒壊等によるものでした。また、昭和 56 年の建築基準法改正以前の耐震基準によって建てられた建築物に大きな被害が集中したことから、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の被害を未然に防止することを目的に、平成７年に耐震改修促進法が制定され、平成 18 年と平成 25 年に改正耐震改修促進法が施行されました。以下に、改正耐震改修法をめぐる経緯について示します。

| 最近の主な地震 | 改正耐震改修促進法等の経緯 |
|---|---|
| H16.10.23<br>新潟県中越地震 | H17.2.25<br>住宅・建築物の地震防災推進会議の設置 |
| H17.3.20<br>福岡県西方沖地震 | H17.3.30<br>中央防災会議「地震防災戦略」決定<br>・今後10年間で東海地震等の死者数および経済被害を半減させることを目標<br>・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の75%から90%とすることが必要 |
| | H17.6.10<br>住宅・建築物の地震防災推進会議による提言<br>「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」<br>・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から90%とすることを目標<br>・耐震改修促進法等の制度の充実、強化<br>・支援制度の拡充、強化<br>・所有者等に対する普及、啓発<br>・地震保険の活用推進等 |
| H17.7.23<br>千葉県北西部地震 | |
| H17.8.16<br>宮城県沖の地震 | H17.9.27<br>中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定<br>・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施<br>・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む<br>・学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進等 |
| | H17.10.28<br>特別国会において改正耐震改修促進法の成立 |
| | H17.11.7<br>改正耐震改修促進法の公布 |
| | H18.1.25<br>関係政省令、国の基本方針の公布 |
| | H18.1.26<br>改正耐震改修促進法の施行 |
| H23.3.11<br>東北地方太平洋沖地震<br>（東日本大震災） | H25.5.29<br>改正耐震改修促進法の公布<br>H25.11.25<br>改正耐震改修促進法の施行 |
| H28.4.14<br>熊本地震 | |
| H30.9.6<br>北海道胆振東部地震 | H31.1.1<br>一定規模以上のブロック塀等の耐震診断の義務付けなどを追加 |
| R6.1.1<br>能登半島地震 | |

# 第２章　豊郷町の現況

## Ⅰ．位置・面積

本町は、滋賀県のほぼ中央部、湖東地域に位置し、面積は 7.80k ㎡と県下で最も小さな町です。北は彦根市に接し、南は愛荘町、東は甲良町に隣接しています。

■豊郷町の地勢

| 役場の位置 | | 東西 | 南北 | 面積 | 海抜 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東　経 | 北　緯 | 4.45 ㎞ | 3.25 ㎞ | 7.80k ㎡ | 最高 | 最低 |
| 136°　13’58” | 35°　11’50” | | | | 116.6m | 94.9m |

■豊郷町の位置図

## Ⅱ．地形・地質

本町は、近江盆地の湖東平野に位置し、山地がなく、地下には1,000mにも達する地層がほぼ連続的に堆積しています。そのうち、沖積層は、層厚が概ね30mに達し、湖成の粘土・泥炭層と河成の砂礫層の互層により形成されています。

河川は、鈴鹿連峰に源を発する宇曽川とその支川が流れています。

滋賀県は、我が国でも活断層分布密度の高い地域として知られ、本町東部は鈴鹿西縁断層帯に近接しています。

「日本の地質『近畿地方』編集委員会編」より一部抜粋

**■微地形分類図**

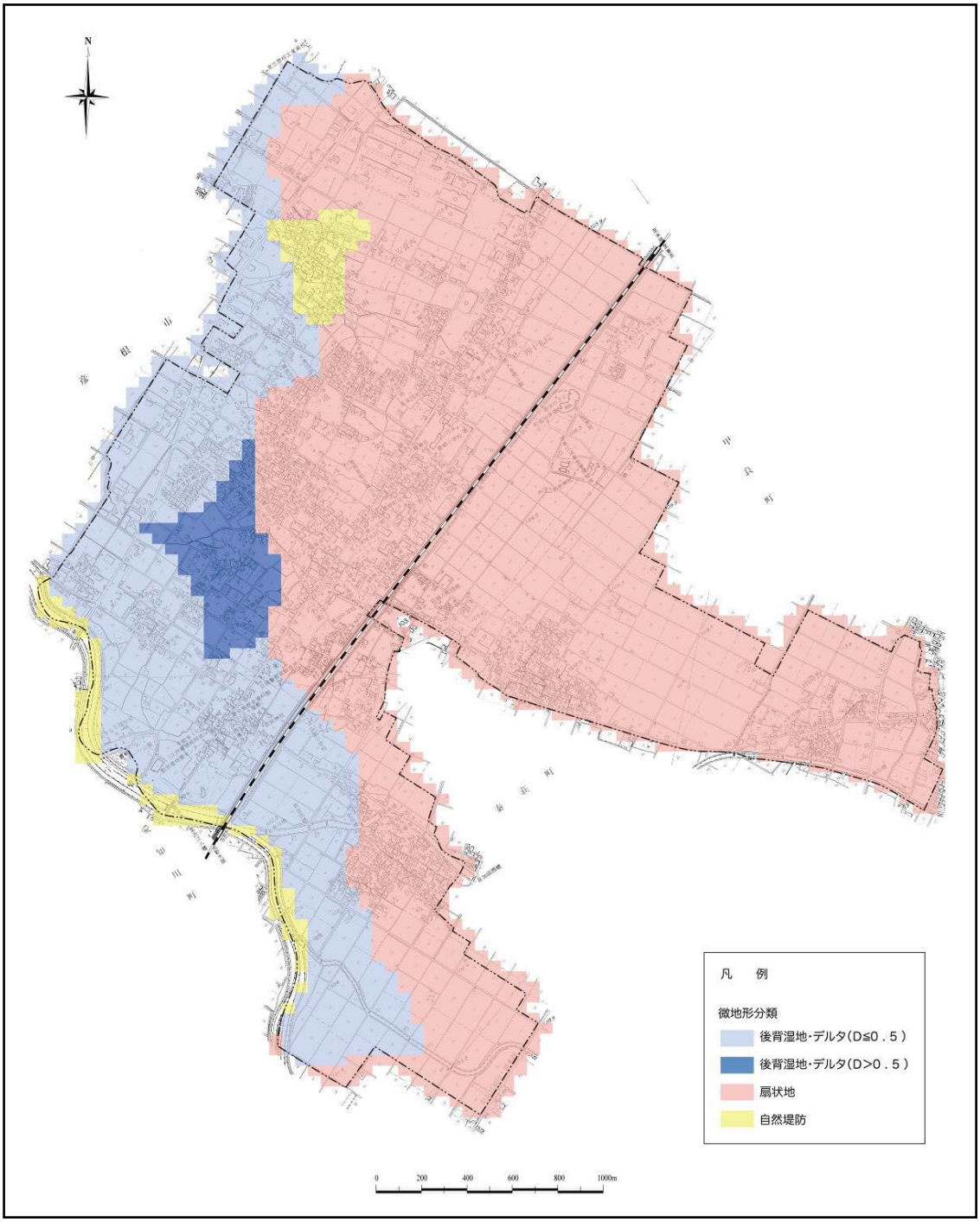

## Ⅲ．人口等

### 1．人口・世帯数の推移

令和7年12月31日現在の人口は7,049人、世帯数は3,164世帯となっています。

近年の人口の推移をみると、令和元年以降、緩やかに減少傾向で推移しています。

また世帯数は、平成28年以降、増加傾向で推移しているものの、1世帯当たり人員は年々減少しており、令和7年12月31日現在で2.23人となっています。

■人口・世帯数の推移

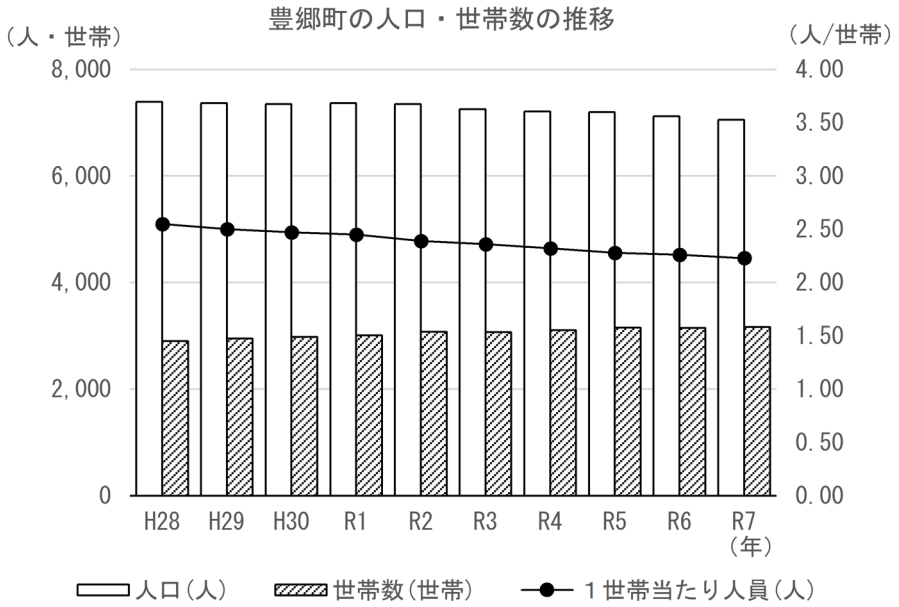


| 年 | 人口（人） | 世帯数（世帯） | １世帯当たり人員（人） |
|---|---|---|---|
| 平成 28 年 | 7,389 | 2,900 | 2.55 |
| 平成 29 年 | 7,367 | 2,947 | 2.50 |
| 平成 30 年 | 7,349 | 2,979 | 2.47 |
| 令和元年 | 7,364 | 3,010 | 2.45 |
| 令和 2 年 | 7,348 | 3,073 | 2.39 |
| 令和 3 年 | 7,253 | 3,070 | 2.36 |
| 令和 4 年 | 7,207 | 3,102 | 2.32 |
| 令和 5 年 | 7,196 | 3,154 | 2.28 |
| 令和 6 年 | 7,115 | 3,145 | 2.26 |
| 令和 7 年 | 7,049 | 3,164 | 2.23 |

資料：豊郷町年齢別人口集計表、人口世帯集計表（各年12月31日現在）

## 2. 高齢化率

令和7年現在の高齢化率は30.0％で、県平均高齢化率27.6％を2.4ポイント上回っています。また、高齢化率の推移をみると一貫して増加傾向となっています。

■高齢化率の推移

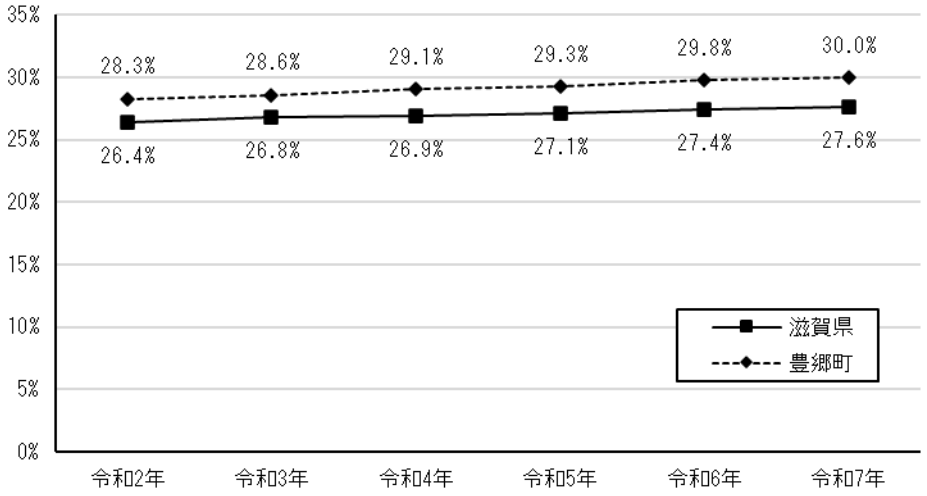


資料：県統計課滋賀県推計人口年報(各年10月1日現在)

# 第３章　想定される地震の規模・被害の予測

## Ⅰ．被害履歴

平成７年１月 17 日に発生した兵庫県南部地震において、近接する彦根市では震度５を記録しています。

| 地震名<br>（発生年月日） | 概　　要 |
|---|---|
| 大和地震<br><br>1899 年３月７日<br>（明治 32 年） | 震央 紀伊・大和（136.1°Ｅ34.1°Ｎ）Ｍ＝7.0<br>大和の北部から紀伊半島の東岸にかけて発生した烈震で、その震域は極めて広い。<br>滋賀県内では湖東平野南部に強い地震を感じた。 |
| 姉川地震<br><br>1909 年８月 14 日<br>（明治 42 年） | 震央 姉川流域（136.3°Ｅ35.4°Ｎ）Ｍ＝6.8<br>この地震は内陸部に発生した地震のうちでも、最も顕著なものの一つといわれ、その震央は、本県東浅井郡東草野村山塊の下と認められ、山腹崩壊、地面の亀裂、地下水の変動、表流水の変動、噴砂現象などがみられた。燈篭の倒れたもの所々あり。<br><br>・死　　者：　41 人（35）　・重 傷 者：133 人（115）<br>・軽 傷 者：　651 人（528）　・全壊家屋：978 戸（972）<br>・半壊家屋：2,444 戸（2,367） |
| 兵庫県南部地震<br><br>1995 年１月 17 日<br>（平成７年） | 震央 淡路島（135.0°Ｅ34.6°Ｎ）Ｍ＝7.2<br>県内では鉄道や道路の一時不通や断水、停電、ガス漏れ等の被害があった。震度５（彦根地方気象台発表）の揺れ。<br>死　　者：6,432 人<br>負 傷 者：43,792 人（9）<br>全壊家屋：104,906 棟<br>半壊家屋：144,272 棟 |

※（ ）は、うち本県地域の被害

資料：「滋賀県下に被害を発生させた地震一覧表」（資料編）
「豊郷町地域防災計画」（資料編）

## Ⅱ．地震被害想定

### 1．想定される地震

県内には、いくつかの活断層が確認されており、本町の周辺では鈴鹿西縁断層が確認されています。

また、非常に高い確立で起こると想定されている、南海トラフ巨大地震による著しい被害が生じるおそれがある地域として、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に本町が指定されています。

**■想定される地震の規模と発生確率**

| 断層（帯） | 地震規模（ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ） | 地震発生確率（30 年） |
|---|---|---|
| 鈴鹿西縁断層帯 | 7.6 程度 | 0.08～0.2% |
| 南海トラフ巨大地震 | 8～9 クラス | 60～90%程度以上※ |

※すべり量依存 BPT モデル

出典：地震調査研究推進本部（令和 7 年 1 月）

**■内陸型地震の想定断層**

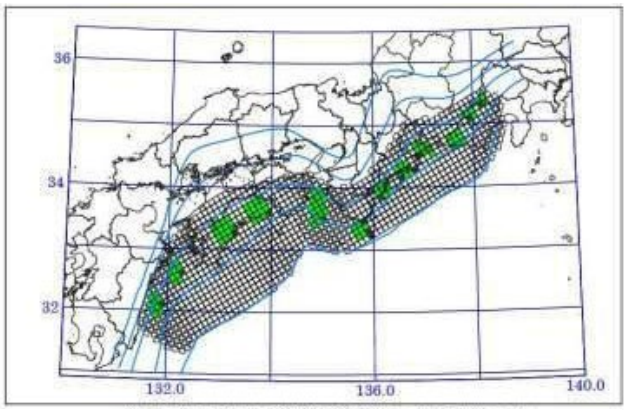


**■南海トラフ巨大地震 強震動生成域**

出典：滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、滋賀県）

## 2. 被害予測結果

県が実施した被害想定によると、鈴鹿西縁断層帯、南海トラフ巨大地震発生時の本町における地震被害状況は以下のとおりです。

**■被害想定結果**

| 被害種別・項目・時期 | | | | 単位 | 鈴鹿西縁断層帯 | 南海トラフ巨大地震 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 建物被害 | 全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定) | | | 棟 | 401 | 42 |
| | 半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定) | | | | 909 | 409 |
| | 全焼棟数※1 | | 夏 正午 風速 8m/sec | 棟 | － | － |
| | | | 冬 夕方 風速 8m/sec | | － | － |
| | | | 冬 深夜 風速 8m/sec | | － | － |
| | 全壊・全焼棟数合計 | | 夏 正午 風速 8m/sec | 棟 | 401 | 42 |
| | | | 冬 夕方 風速 8m/sec | | 401 | 42 |
| | | | 冬 深夜 風速 8m/sec | | 401 | 42 |
| 人的被害 | 死者数 | | 夏 正午 風速 8m/sec | 人 | 16 | － |
| | | | 冬 夕方 風速 8m/sec | | 23 | － |
| | | | 冬 深夜 風速 8m/sec | | 23 | － |
| | 負傷者数 | | 夏 正午 風速 8m/sec | | 141 | 20 |
| | | | 冬 夕方 風速 8m/sec | | 179 | 25 |
| | | | 冬 深夜 風速 8m/sec | | 222 | 55 |
| ライフライン機能支障 | 電力供給施設：停電件数 | 停電口数 | 地震直後 | 件 | 5,936 | 5,441 |
| | | | １日後 | | 3,307 | 2,694 |
| | | | ２日後 | | 1,847 | 578 |
| | | | ３日後 | | 1,037 | 36 |
| | | | １週間後 | | 2 | 0 |
| | 上水道施設：断水人口 | 断水人口 | 地震直後 | 人 | 6,785 | 4,664 |
| | | | １日後 | | 6,738 | 5,039 |
| | | | ２日後 | | 6,633 | 4,101 |
| | | | ３日後 | | 6,489 | 3,671 |
| | | | １週間後 | | 5,685 | 2,726 |
| | | | １ヶ月後 | | 1,517 | 318 |
| | | | ２ヶ月後 | | 172 | 16 |
| | | | ３ヶ月後 | | 17 | 1 |
| 避難者 | 避難所生活者※2 | | １日後 | 人 | 756 | 126 |
| | | | ３日後 | | 1,052 | 355 |
| | | | １週間後 | | 1,340 | 373 |
| | | | １ヶ月後 | | 447 | 94 |
| 想定最大震度 | | | | | 7 | 6 弱 |

※1 －（ハイフン）は、ごくわずか（数値計算上5未満）であることを示す。

※2 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む。

出典：滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、滋賀県）

# 第４章　耐震化の現状と目標設定

## Ⅰ．住宅の耐震化の現状

令和6年家屋課税台帳からの推計によると、本町の住宅総数は3,300戸と推計され、うち「耐震性を満たす住宅」は2,539戸、「耐震性が不十分な住宅」は761戸と推計されます。

住宅総数における「耐震性を満たす住宅」の比率（耐震化率）は76.9%となっています。

■豊郷町の住宅の現状（令和6年末現在・推計）

（戸）

| 建て方 | 構造 | 旧耐震基準住宅 | | | | 新耐震基準住宅 | 住宅（合計） | 耐震性を有する住宅 | 耐震化率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 総数 (a=b+c) | 耐震性有 (b) | 耐震性無 (c) | cのうち耐震改修工事済 (d) | (e) | (f=a+e) | (g=b+d+e) | (h=g/f) |
| 戸建住宅 | 木造 | 1,016 | 222 | 794 | 125 | 1,688 | 2,704 | 2,035 | 75.3% |
| | 非木造 | 246 | 154 | 92 | 0 | 291 | 537 | 445 | 82.9% |
| | 計 | 1,262 | 376 | 886 | 125 | 1,979 | 3,241 | 2,480 | 76.5% |
| 共同住宅 | 木造 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 12 | 100.0% |
| | 非木造 | 3 | 3 | 0 | 0 | 44 | 47 | 47 | 100.0% |
| | 計 | 3 | 3 | 0 | 0 | 56 | 59 | 59 | 100.0% |
| 総数 | | 1,265 | 379 | 886 | 125 | 2,035 | 3,300 | 2,539 | 76.9% |

■住宅の耐震化の現状

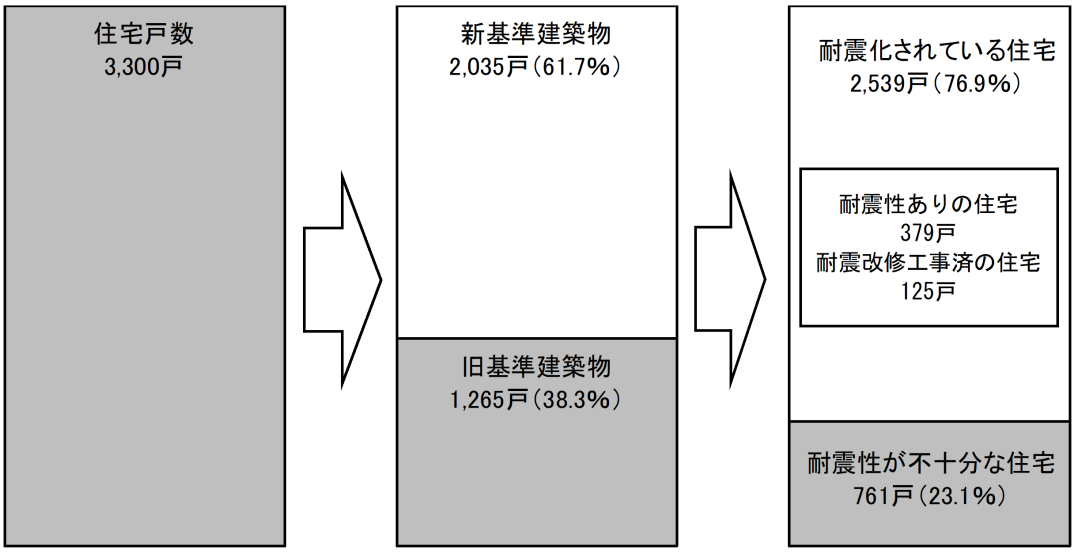

## Ⅱ．特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状

令和7年豊郷町特定既存耐震不適格建築物等台帳によると、令和7年現在の豊郷町における耐震改修促進法第14条の規模要件に該当する建築物数は39棟です。

そのうち、法第14条第１号に定められる多数の者が利用する建築物は29棟、うち耐震性ありは28棟で、耐震性耐震化率は96.6%となっています。

■特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状　（棟）

| 法第14条 | | | 状況 | 昭和56年5月以前 | 昭和56年6月以降 | 合　計 | 耐震化率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1号 | 多数の者が利用する建築物 | 公共 | | 3 | 13 | 16 | 100.0% |
| | | | うち耐震性あり | 3 | 13 | 16 | |
| | | 民間 | | 5 | 8 | 13 | 92.3% |
| | | | うち耐震性あり | 4 | 8 | 12 | |
| | | 計 | | 8 | 21 | 29 | 96.6% |
| | | | うち耐震性あり | 7 | 21 | 28 | |
| 第2号 | 危険物の貯蔵または処理の用途に供する建築物 | | | 2 | 5 | 7 | 71.4% |
| | | | うち耐震性あり | 0 | 5 | 5 | |
| 第3号 | 地震で倒壊した場合に、避難路の通行を妨げるおそれのある建築物 | 公共 | | 1 | 0 | 1 | 0.0% |
| | | | うち耐震性あり | 0 | 0 | 0 | |
| | | 民間 | | 1 | 1 | 2 | 50.0% |
| | | | うち耐震性あり | 0 | 1 | 1 | |
| | | 計 | | 2 | 1 | 3 | 33.3% |
| | | | うち耐震性あり | 0 | 1 | 1 | |
| 合　計 | | | | 12 | 27 | 39 | 87.2% |
| | | | うち耐震性あり | 7 | 27 | 34 | |

資料：令和７年豊郷町特定既存耐震不適格建築物等台帳
豊郷町アンケート調査結果（令和７年度調査）

■特定既存耐震不適格建築物等の用途別耐震化状況　（棟）

| 法 | 区分 | 建築物用途 | 公共民間 | 昭和56年5月以前の建築物① | 昭和56年6月以降の建築物② | 建築物数③(①+②) | ①のうち耐震性有建築物数④ | 耐震性有建築物数⑤(②+④) | 耐震化率(⑤/③) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法第14条第1号 | 災害時に重要な機能を果たす建築物 | 町役場、警察署、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等 | 合計 | 5 | 12 | 17 | 5 | 17 | 100.0% |
| | | | 公共 | 2 | 8 | 10 | 2 | 10 | 100.0% |
| | | | 民間 | 3 | 4 | 7 | 3 | 7 | 100.0% |
| | 不特定多数の者が利用する建築物 | 百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等 | 合計 | 1 | 2 | 3 | 1 | 3 | 100.0% |
| | | | 公共 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 100.0% |
| | | | 民間 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 100.0% |
| | 特定多数の者が利用する建築物 | 賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、事務所、工場等 | 合計 | 2 | 4 | 6 | 1 | 5 | 83.3% |
| | | | 公共 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 100.0% |
| | | | 民間 | 2 | 3 | 5 | 1 | 4 | 80.0% |
| | 公営住宅 | 県営住宅、町営住宅 | 合計 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 100.0% |
| | 小合計 | | 合計 | 8 | 21 | 29 | 7 | 28 | 96.6% |
| | | | 公共 | 3 | 13 | 16 | 3 | 16 | 100.0% |
| | | | 民間 | 5 | 8 | 13 | 4 | 12 | 92.3% |
| 同2号 | 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物 | | 合計 | 2 | 5 | 7 | 0 | 5 | 71.4% |
| | | | 公共 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ― |
| | | | 民間 | 2 | 5 | 7 | 0 | 5 | 71.4% |
| 同3号 | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物 | | 合計 | 2 | 1 | 3 | 0 | 1 | 33.3% |
| | | | 公共 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0.0% |
| | | | 民間 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 50.0% |
| 合計 | | | 合計 | 12 | 27 | 39 | 7 | 34 | 87.2% |
| | | | 公共 | 4 | 13 | 17 | 3 | 16 | 94.1% |
| | | | 民間 | 8 | 14 | 22 | 4 | 18 | 81.8% |

## Ⅲ．町が所有する公共建築物の耐震化の現状

令和7年豊郷町特定既存耐震不適格建築物等台帳によると、本町における多数の者が利用する町が所有する公共建築物の耐震化の状況は、下表に示すように全棟数（昭和57年以降に建てられたものを含め）が16棟で、すべての建築物が耐震性有りとなっており、耐震化率は100％となっています。

■町が所有する公共建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化状況　（棟）

| | 昭和 56 年 5 月以前の建築物① | 昭和 56 年 6 月以降の建築物② | 建築物数 ③ (①+②) | ①のうち耐震性有建築物数 ④ | 耐震性有建築物数 ⑤ (②+④) | 耐震化率 (⑤/③) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 庁舎 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 100.0% |
| 校舎・園舎 | 2 | 3 | 5 | 2 | 5 | 100.0% |
| 老人ホーム | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 100.0% |
| 体育館 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 100.0% |
| 集会所等 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 100.0% |
| 住宅 | 0 | 4 | 4 | 0 | 4 | 100.0% |
| 図書館・文化施設 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 100.0% |
| 合計 | 3 | 13 | 16 | 3 | 16 | 100.0% |

## Ⅳ．耐震改修等の目標の設定

国の「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）においては、耐震性を有しない住宅ストックを令和17年までにおおむね解消するとの成果目標が示されています。また、国の基本方針でも同様の目標が示されています。

県計画では、住宅の耐震化の目標を、国の各計画に即しつつ、10年後の目標を概ね解消と定めています。

本町では県が定めた令和17年度までに耐震性が不十分なすべての住宅をおおむね解消すること、多数の者が利用する建築物は耐震性がない1棟について耐震化を促進し、おおむね解消することを目指します。

なお、公共建築物については、不特定多数の利用者が多いことや、災害時の救助・避難拠点として重要な役割を果たす施設が多いことから、防災上特に重要な特定既存耐震不適格建築物等に関して耐震化を進めたことより、すべて耐震性有りとなっています。

また、その他の特定既存耐震不適格建築物等については、建築物用途や建築物特性等によって耐震化率の水準に差があります。

こうしたことから、すべての特定既存耐震不適格建築物等について、一律に耐震化率の向上を目指すのではなく、特定既存耐震不適格建築物等の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開によって、耐震化の促進を図ります。

■住宅および多数の者が利用する建築物の耐震化目標

**住 宅 の 目 標：**

**令和 17 年度までにおおむね解消**

**多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物 の 目 標：**

**令和 7 年度（現状）　96.6%　⇒　令和 17 年度までにおおむね解消**

## 1. 住宅の耐震化の目標

本町における住宅総数は、令和6年の3,300戸から、令和17年に3,340戸になると推計されます。このうち、令和17年時点で耐震性が不十分とみなされる住宅数は561戸（16.8%）で、自然更新による耐震化率は83.2%となります。

今後、令和17年度末までに561戸の耐震化を促進することとし、県計画の耐震化率目標に準じて、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。

| 令和 6 年末（現状） | | 令和 17 年末（予測） | |
|---|---|---|---|
| 総数： | 3,300 戸 | 総数： | 3,340 戸 |
| 耐震性不十分： | 761 戸 | 耐震性不十分： | 561 戸 |
| 耐震化率： | 76.9% | 耐震化率： | 83.2% |
| 令和 17 年度末におおむね解消となる戸数 ： | | 目標設定戸数 | 3,340 戸 |
| 目標（おおむね解消）達成に必要な改修戸数 ： | | | 561 戸（51 戸/年） |

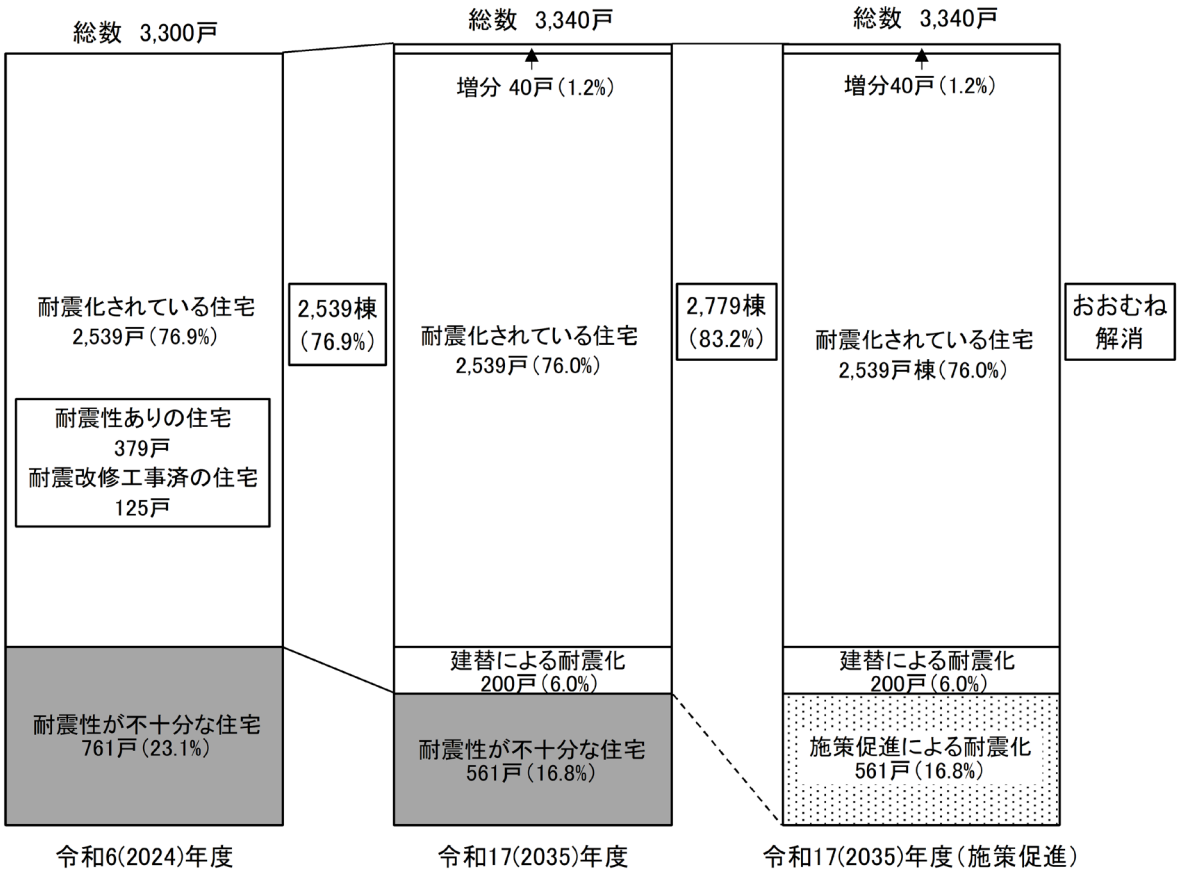


図　住宅の耐震化の目標（令和 17（2035）年度推計）

## 2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標設定

地震による死者数および経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定既存耐震不適格建築物等について優先して耐震化に取り組む必要があります。

本町では、県計画に基づき多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率を令和17年度末にはおおむね解消することを目標にします。

| 令和 6 年末（現状） | | 令和 17 年末（目標） |
|---|---|---|
| 総数: 29 棟<br>耐震性を満たす: 28 棟<br>耐震化率: 96.6% | → | 総数: 29 棟<br>耐震性を満たす: 29 棟<br>耐震化率: 100.0% |
| 令和 17 年度末におおむね解消となる棟数 : | | 目標設定棟数 29 棟 |
| 目標（おおむね解消）達成に必要な改修棟数 : | | 1 棟 |

## 3. 町が所有する公共建築物の耐震化の目標

町が所有する公共建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす建築物や多数の者が利用する建築物に該当する建築物については、すべて耐震改修が実施されたため、耐震化率は100.0%となっています。

# 第５章　建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

## Ⅰ．耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

**建築物の耐震化を促進するための課題**

・地震被害に対する危機意識の不足
・耐震診断・耐震改修に関する情報不足
・耐震診断や耐震改修費の支援対策
・緊急輸送および避難を確保するための道路沿道建築物の耐震化対策
・2 次構造部材の安全性の向上
・地震災害に伴う崖崩れ等二次災害の軽減
・住宅・建築物の安全性確保に関する情報の普及
・所管行政庁や関係団体との連携

## Ⅱ．耐震診断および耐震改修にかかわる基本的な方針

本町では、住宅・建築物の耐震改修の目標達成に向け、所有者等が自らの安全・安心の確保、地域の防災性向上を意識して取り組むことを基本に、安心して耐震化が行える環境整備や耐震化に関する啓発および知識の普及など、必要な施策を講じ、耐震診断および耐震改修の実施を促進します。

### 1　安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じます。

### 2　耐震化に関する啓発および知識の普及

町民、事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

## 3　地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止や窓ガラス等の落下防止、家具の転倒防止など、地震時の建築物の総合的な安全対策に取り組みます。

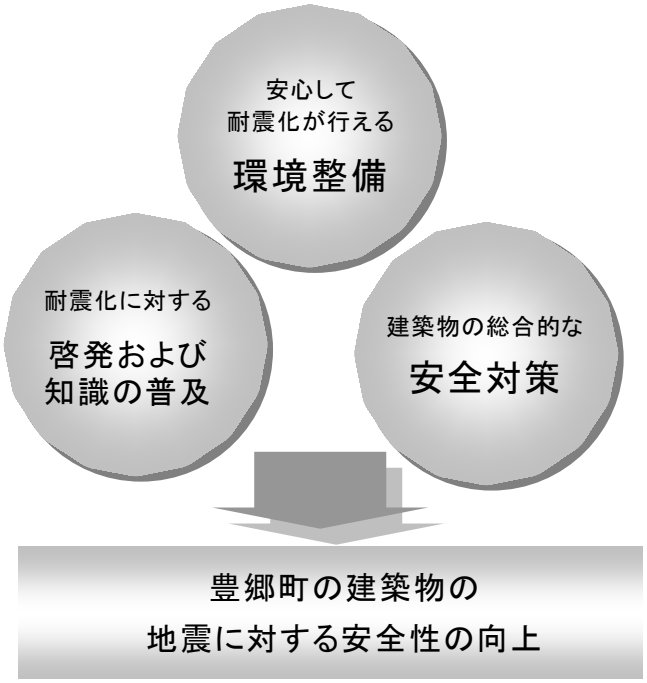


# Ⅲ．役割分担の考え方

「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域はみんなで守る」という共助の考え方および行政が担うべき公助の考え方をもとに、町民、事業者（建築物所有者）、行政が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を促進していきます。

## Ⅳ．耐震診断・改修を図るための支援策の概要

### 1．特定既存耐震不適格建築物等の耐震化に向けた実施誘導

#### 【1】特定既存耐震不適格建築物等台帳の整備

本町は、今後とも、特定既存耐震不適格建築物等の所有者（特定既存耐震不適格建築主）を調査し、特定既存耐震不適格建築物等台帳を整備して実態の把握と指導・助言に努めていきます。

#### 【2】町が所有する特定既存耐震不適格建築物等台帳の整備

町が所有する特定既存耐震不適格建築物等については、避難拠点としての機能や不特定多数の者が利用する建築物であることから、積極的に耐震化を図ってきたことにより、すべて耐震化済みとなっています。

今後は、特定既存耐震不適格建築物等以外の既存耐震不適格建築物についても、構造、階数、規模、用途、耐震診断有無および実施時期、耐震改修有無および実施時期、結果等に関する事項を整理した台帳を整備するなど、町有既存耐震不適格建築物耐震化促進に向け、管理体制の拡充整備を進めます。

### 2．住宅の実施誘導

#### 【1】豊郷町木造住宅耐震診断員派事業による無料診断事業の実施

本町では、木造住宅耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施しています。

今後も、木造住宅耐震診断員派遣事業を通し、より多くの町民が耐震診断を実施できるように、制度のＰＲ、ならびに診断員に関する充分な情報提供を行い、制度活用への誘導を推進します。

■豊郷町木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要（令和 8 年現在）

| 対象建築物 | 補助金の額 |
|---|---|
| 次のいずれにも該当する「木造住宅」<br>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの<br>・延べ床面積の過半以上が住宅の用途であること<br>・階数が 2 階以下かつ延べ面積が 300 ㎡以下のもの<br>・木造軸組工法のもので、枠組壁工法または丸太組構法の住宅ではないもの<br>・大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの<br>・国、地方公共団体その他公的機関が所有する住宅でないもの | 耐震診断の費用について 52,000 円/棟を上限（税込み） |

【2】木造住宅耐震補強案作成事業

昭和 56 年以前に建築されている木造住宅で、豊郷町木造住宅耐震診断員派遣事業などで耐震診断員を受けた結果、耐震性がないと判定された木造住宅の所有者が希望した場合に、耐震改修の補強案と概算費用の算出を行う。

■木造住宅耐震補強案作成事業（令和 8 年現在）

| 対象建築物 | 補助金の額 |
|---|---|
| 耐震診断員派遣事業による耐震診断の結果、上部構造評点等が 0.7 未満とされたもので、以下のいずれにも該当する木造住宅<br>[第 2 条第 1 項第 1 号]<br>・昭和 56 年5月 31 日以前に着工され、完成しているもの<br>・述べ面積の半分以上が住宅として使われているもの<br>・階数が 2 階以下かつ延べ面積 300 ㎡以下のもの<br>・木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの<br>・大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの | 補強案作成の費用について<br>84,000 円/棟を上限<br><br>ただし、耐震診断と同一年度に実施しない場合は 110,000 円とする |

### 【3】豊郷町木造住宅耐震改修等事業

本町は、木造住およびブロック塀等の耐震改修を進めるため、補助を行い、所有者の経済的な負担を軽減し、耐震改修を促進する「豊郷町木造住宅耐震改修等事業」を実施しています。

今後も、本事業を通し、より多くの町民が耐震改修を実施できるように、制度のＰＲ、情報提供を行い、制度活用への誘導を推進します。

■豊郷町木造住宅耐震改修等事業の制度概要（令和 8 年現在）

| 対象建築物 | 補助金額 | 耐震改修割増事業 |
|---|---|---|
| 次のいずれにも該当する「木造住宅」<br>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの<br>・延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの<br>・階数が 2 階以下かつ延べ床面積 300 ㎡以下のもの<br>・木造軸組工法で、大臣等の認定を得た工法でないこと<br>・耐震診断の結果、評点が 0.7 未満と判断されたもので、耐震改修により、評点を 0.7 以上にする工事であること（バリアフリー工事をあわせて行うことも可能）<br>・滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者の名簿に登録された設計者・施工者によるものであること | ・対象工事費の 80%<br>（1 棟 115 万円を限度） | ・主要道路沿い耐震改修割増事業に該当する場合<br>・高齢者世帯耐震改修割増事業に該当する場合<br>・子育て世帯耐震改修割増事業に該当する場合<br>・避難経路バリアフリー化割増事業に該当する場合<br>・内覧会開催割増事業に該当する場合 |

■ブロック塀等耐震対策事業の制度概要（令和 8 年現在）

| 耐震対策工事 | 補助限度額 | 補助金の額 |
|---|---|---|
| 撤去工事 | １００，０００円／戸 | 補助対象経費の 3 分の 2 |
| 撤去工事および改修工事 | ２００，０００円／戸 | 補助対象経費の 3 分の 2 |

【4】税制等の優遇措置の活用

建築物所有者の負担を軽減するための国の税制優遇措置、保険料の軽減措置等について、ホームページやパンフレット等により周知を図ります。

■税制優遇措置の概要（令和 8 年現在）

| | 所得税の特別控除 | 固定資産税の軽減 |
|---|---|---|
| 対象工事期間 | 令和 8 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日 | 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 |
| 対象建築物 | 一定区域内の居住の用に供する家屋(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもので一定のもの) | 昭和 57 年 1 月 1 日以前から存していた住宅 |
| 適用工事 | 「新耐震基準」に適合させるための耐震改修 | |
| 申請方法 | 地方公共団体発行の「住宅耐震改修証明書」等必要書類を添付し確定申告 | 改修が完了した日から 3 ヶ月以内に、その改修工事が「新耐震基準」に適合している旨の証明書を市町村に添付して申告 |
| 工事費用 | | 50 万円以上 |
| 優遇措置 | 耐震改修費の 10%相当額(上限 25 万円)をその年分の所得税額から控除 | 翌年度分の固定資産税額の 2 分の 1（特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅については、2年度分が2分の1に軽減） |
| 優遇期間 | 改修した 1 年分 | 改修工事をした翌年度 1 年分 |

資料：国土交通省

■地震保険割引拡大の概要（令和 8 年現在）

| 種　別 | 概　要 | 割引率 | |
|---|---|---|---|
| 建築年割引率 | 対象建築物が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建築物である場合 | 10% | |
| 耐震等級割引率 | 対象建築物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合 | 耐震等級 1 | 10% |
| | | 耐震等級 2 | 30% |
| | | 耐震等級 3 | 50% |
| 免震建築物割引率 | 対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合 | 50% | |
| 耐震診断割引率 | 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たす場合 | 10% | |

資料：財務省

## Ⅴ．安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

安心して耐震改修できる仕組みとして、県および建設関連団体等と連携し、制度や仕組みを活用しながら、町民が安心して耐震改修できる仕組みを検討していきます。

### 1. 事業者情報等の情報提供の拡充

リフォーム事業者・工務店は、改修工事を行うときの最も身近な存在です。一方、悪質リフォーム業者などによる被害などの懸念が、耐震改修が促進されない要因の一つとなっています。

こうした懸念材料を解消するために、本町では、耐震改修の登録設計者、登録施工者情報についての相談について対応しています。

今後もこうした取り組みを継続するとともに、県より提供されるリフォーム事業者・工務店を紹介する機関のリストの窓口での閲覧など、町民が手軽に確認できる情報の提供に努めます。

あわせて、耐震診断の事業である「豊郷町木造住宅耐震診断員派遣事業」や県との連携による「滋賀県木造住宅耐震改修事業」などの情報を広報し、周知に努めます。

### 2. 建築関係団体による自主的な取り組みを奨励

悪質リフォーム問題などを受け、建築関係団体においては、自主行動基準などの倫理規定を設けて消費者保護やユーザーの安心確保の観点から、信頼できる耐震診断・耐震改修に積極的に取り組もうとする動きがみられます。

例えば、建築に関する知識と技術を有する専門家と、条件を満たす地域の優良工務店が一体となって、相談から耐震診断・耐震改修まで安心して行える仕組みなどによる団体の自主的な取り組みを奨励していく体制づくりを進めていきます。

### 3. 相談しやすい窓口の整備

県や関係団体との連携を図り、建築全般における面接相談および現場相談などを通し、町民が身近で安心して相談できる体制づくりを進めます。

また、地域施設等を活用した耐震診断・耐震改修相談会の実施やSNSなどを活用した耐震診断・耐震改修の相談の受付けなど、多様な機会・手段を活用した相談体制づくりを進めます。

## 4. インターネットによる情報提供の充実

町のホームページによる情報提供に加えて、滋賀県のホームページにある耐震診断や耐震改修に関する情報、木造住宅耐震診断員の派遣に関する案内がある一般財団法人滋賀県住宅センターのホームページ、地震の基礎知識や財団法人日本建築防災協会の「誰でもできるわが家の耐震診断」などとリンクした、住宅所有者の最も身近な情報提供の場となるよう、耐震化に関する町のホームページの内容を充実し、耐震診断、耐震改修の促進を図ります。

## 5. リフォームにあわせた耐震改修への誘導

リフォームや増改築工事を行う際は、耐震改修を実施する好機であるため、県や建設関係団体と連携し、リフォームを検討している建築主や事業者等に対し、耐震改修の利点や耐震改修の重要性を周知、啓発し、耐震化の促進に努めます。

## 6. 信頼でき経済的な耐震化工法・手法の普及

住宅の工法に応じた計算法による耐震改修や、部分的または簡易な耐震改修をはじめ、工事費用を軽減できる手法であるリフォームにあわせた耐震改修や、建築物全体の耐震改修が困難な場合の部分的または簡易な耐震改修など、これから耐震改修を検討しようとする建築物所有者にとって有効な事例の収集等を行い、ホームページなどでの普及について検討していきます。

## 7. 「わが家の耐震チェック」の普及

財団法人日本建築防災協会がインターネットで実施している「誰でもできるわが家の耐震診断」を活用し、手軽に所有する建築物の耐震性を把握できるよう町民に周知していきます。詳細については、専門家の診断が必要となるため、一般診断の必要性もあわせて周知を図ることとします。

## 8. 信頼できる耐震改修工法の事例紹介

耐震改修方法については、壁の補強や基礎の補強、屋根の軽量化といった従来の方法による補強方法だけでなく、耐震改修における様々な技術開発が進展していることなどを踏まえ、代表的な補強方法について、町民が耐震改修工事を行う際の有意義な情報提供に努めていきます。

## Ⅵ．地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

### 1．ブロック塀やガラスなどの構造部材の倒壊破損による被害軽減対策

ブロック塀の安全対策やガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策について検討していきます。

学校施設等については、文部科学省で策定された「学校施設における天井等落下防止対策の手引」を活用し、天井等の点検・対策を行います。

#### 【1】避難路、通学路のブロック塀対策

関係団体と連携しブロック塀の実態調査を行い、危険なブロック塀等の所有者へ注意喚起を行います。

特に、避難路や通学路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進し、あわせて安全な改修工法の普及促進を図るとともに、ブロック塀の倒壊を未然に防ぐため、撤去や改修工事に対する補助を実施していきます。

【ブロック塀、石塀の補強】

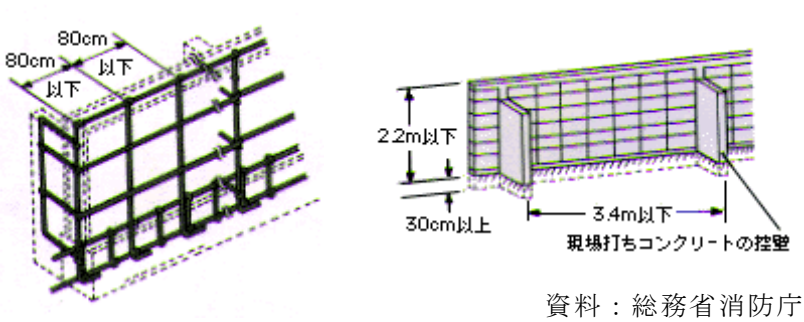


資料：総務省消防庁ＨＰより

#### 【2】窓ガラスや外壁タイル

窓ガラスなどについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策普及を図るとともに、外壁の改修工事による落下防止対策について普及啓発を行います。

#### 【3】屋外広告物の安全性

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼすおそれがあります。

屋外広告物については、広告物掲出許可時点、講習会等の機会をとらえ、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行います。

**【4】天井等の落下防止対策**

東日本大震災では、大規模な集客施設の天井が落下し、この教訓から建築基準法が平成 26 年に改正され、一定規模の天井高さと空間を有する建築物の地震時の天井脱落対策が義務付けられました。不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井は、同法に基づき落下防止対策を行うよう、施設の所有者および管理者に注意喚起を行います。

【5】エレベーターの地震防災対策

近年の大地震における被害を受け、建築基準法施行令が平成 26 年に改正され、エレベーターの閉じ込めや故障・損傷の抑止のための対策が義務付けられています。このため、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、定期検査等の機会を利用し、建築基準法施行令に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建築物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。

**■建築基準法令に規定されているエレベーターの地震対策（平成 26 年改正）**

・かごおよび釣合おもりがガイドレールから外れることを防止する措置
・ロープが滑車から外れることを防止する措置
・釣合おもりが脱落することを防止する措置
・かごおよび主要な支持部分の耐震計算
・駆動装置、制御器が地震の震動により転倒又は移動しないようにする措置
・地震時管制運転装置の設置

**【6】エスカレーターの地震防災対策**

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、エスカレーターの脱落が発生しました。これを受け、平成 26 年にエスカレーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令が以下の項目のように制定および一部改正されました。

・十分な「かかり代」を設ける構造方法
・脱落防止措置（バックアップ措置）を講じる構造方法

以上の法の改正内容ふまえた安全対策措置を講じるよう建築物の所有者、管理者等に周知を図ります。

## 2. 住空間の安全性の確保対策

住空間の安全性を確保する方策として、家具転倒防止や防災ベッド等の活用について、その啓発・普及を図ります。

### 【1】家具転倒防止の啓発・普及方策

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあります。

室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するために、家具固定の重要性について、パンフレット等により普及啓発を図ります。

〈ポール式〉
ネジ止めすることなく、家具と天井の隙間に設置します。固定する柱等がない場合に効果的です。天井に家具を支えるだけの耐力がないと効果がありません。
天井と家具との隙間が少なく、奥行きのある家具でないと効果がありません。

〈Ｌ型金具〉
家具と壁を木ネジ、ボルトによって固定します。壁の桟（さん）と家具の桟をＬ型金具で固定します。Ｌ型金具を直接壁に固定できない場合、壁に横木を設置し、横木にＬ型金具を固定します。

### 【2】防災ベッド等の活用の啓発・普及方策

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッド※1 や耐震テーブル※2 の活用を促進します。

※1 防災ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

※2 耐震テーブル：普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができます。

**【3】給湯設備の転倒防止対策**

東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生しており、その後の調査で、その多くが固定等の対策が不十分であったことが確認されています。これを受けて「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日に施行され、設置の際の固定方法が定められています。該当する設備の所有者・管理者に対して設置方法の確認と改善を指導していきます。

**【4】配管等設備の落下防止対策**

地震発生時に、配管等の設備が落下、破損等の被害が発生することが想定されます。建築物の所有者、管理者等に対して地震による被害の危険性を周知し、安全対策措置を講じるよう、啓発を行います。

**【5】感震ブレーカーの設置による住宅火災の防止対策**

東日本大震災や阪神・淡路大震災で発生した火災（出火原因が確認されたもの）の６割以上が電気に起因する火災と言われています。大震災時の電気火災を防ぐには、揺れを感知し自動的に電気を止める「感震ブレーカー」の設置が有効であることについて普及啓発を図ります。

## Ⅶ. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

### 1. 緊急輸送道路等の指定

滋賀県が定める広域緊急交通路のほかに、本町において重要物流道路代替・補完路を指定し、沿道の建築物倒壊などによる道路閉塞を防止するために、耐震改修等の指導誘導を図ることとします。

【路線位置図】

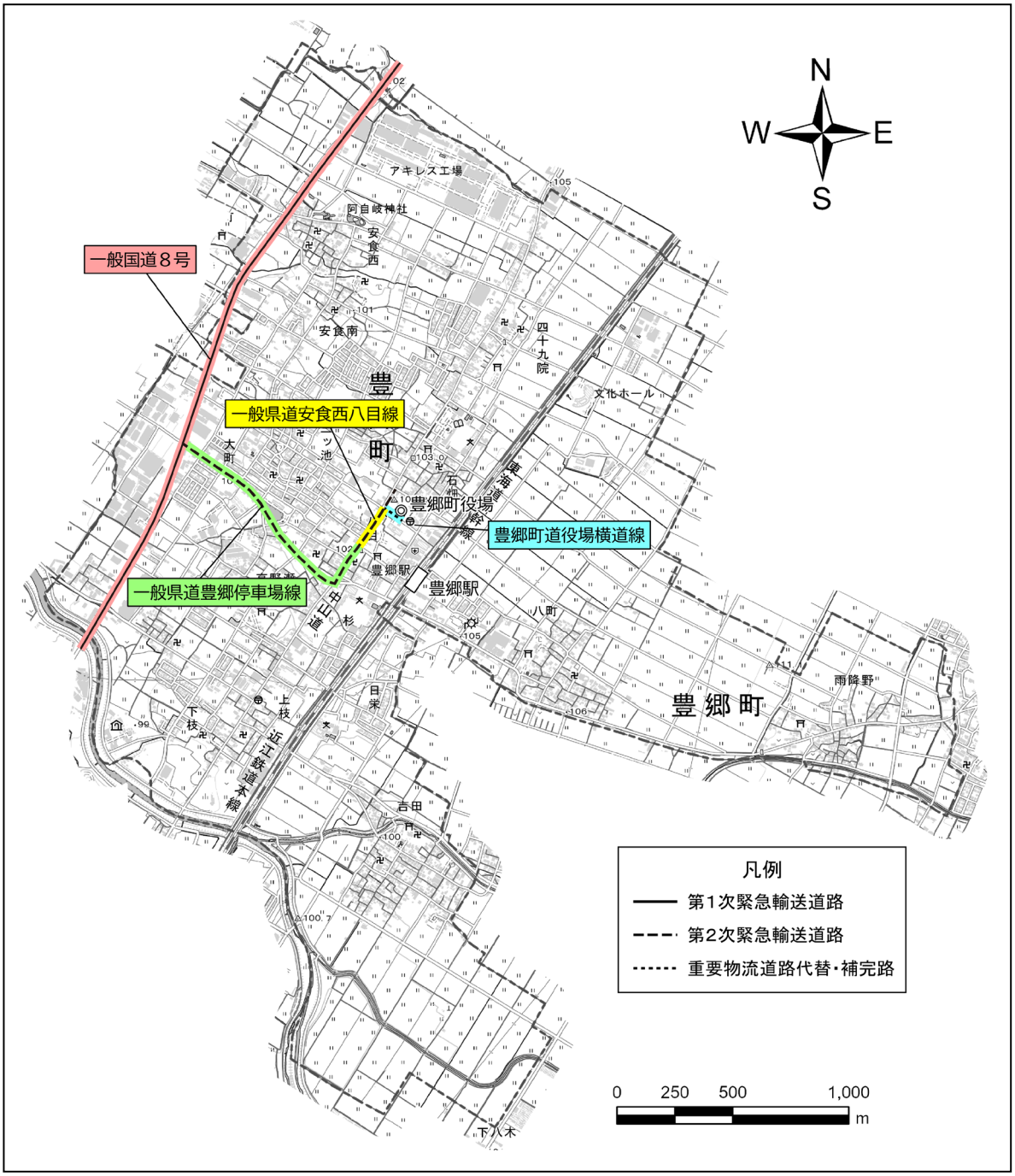


出典：地理院タイル（https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html）

【1】第1次緊急輸送道路

滋賀県が耐震改修計画で定める第 1 次緊急輸送道路を地震発生時に通行を確保すべき道路として耐震化を促進します。

| 路線名 | 路線種別 | 区間（起点） | 区間（終点） | 延長（km） | 車線数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般国道 8 号 | 国道 | 西浅井町沓掛 | 栗東市手原 | 83.3 | 2 | 国土交通省 |

【2】第2次緊急輸送道路

滋賀県が耐震改修計画で定める第 2 次緊急輸送道路を地震発生時に通行を確保すべき道路として耐震化を促進します。

| 路線名 | 路線種別 | 区間（起点） | 区間（終点） | 延長（km） | 車線数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 安食西八目線 | 一般県道 | 豊郷町八目 | 豊郷町石畑 | 0.2 | 2 | 滋賀県 |
| 豊郷停車場線 | 一般県道 | 豊郷町高野瀬 | 豊郷町八目 | 1.3 | 1-2 | 滋賀県 |

【3】重要物流道路代替・補完路

| 路線名 | 路線種別 | 区間 | 延長（km） | 車線数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 役場横道線 | 町道 | 一般県道安食西八目線との交点（豊郷町石畑）から豊郷町石畑 209 番二まで | 0.2 | 1 | 豊郷町 |

## 2. 指定道路の調査

住宅・建築物耐震化を実施するために必要となる避難路等の道路閉塞率を調査するため、道路幅員等の調査結果を基に、実態や形状に変更があった場合には必要に応じて調査を行い、道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について耐震診断および耐震改修の促進を図ります。

# 第６章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

## Ⅰ．地震ハザードマップの活用

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及を図るために、地盤の揺れやすさ、震災時の危険度等を明示した地震ハザードマップおよび総合防災マップを町で作成し、公表しています。

地震ハザードマップおよび総合防災マップの活用によって、地震被害の発生見通しと、避難方法等に関する情報を、住民にわかりやすく事前に提供することができ、平常時からの防災意識の向上と、住宅･建築物の耐震化を促進する効果が期待されます。

周知にあたっては、マップの配布やインターネット等により、広く町民に周知し、身近に地震時の危険性認識と防災意識の高揚や地域の防災性の向上など、地震に対する備えに関する必要性の普及啓発を図ります。

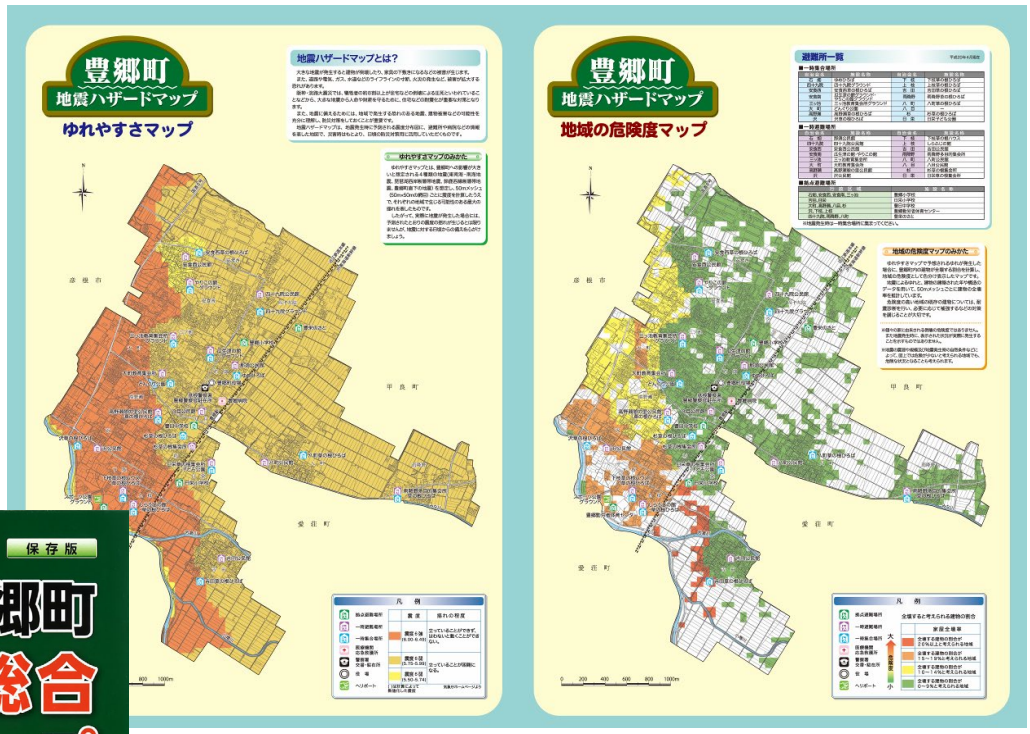

## Ⅱ．相談体制の整備および情報提供の充実

現在、耐震診断等の相談窓口が設けられており、これらの窓口を通じて、「木造住宅耐震診断員派遣制度」、「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」等に関する具体的な支援方策について、県や関係機関と連携を図り、充分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

また、耐震診断・耐震改修の相談業務等に関わる体制の整備として、電子メールを利用した相談受付、情報提供のサービス提供や、SNSを活用した相談体制を検討します。

さらに、独居老人宅および高齢者世帯への戸別訪問など、既存の戸別訪問の機会を活用した啓発活動の展開について検討を進めます。

## Ⅲ．パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

町は、県や関係機関と連携し、建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及を推進するために、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成や町民への配布等を行います。

また、耐震診断を受けていない建築物所有者に対し、(財)日本建築防災協会等の発行するパンフレット配布を進めるなど、耐震診断・耐震改修の実施を促し、耐震化に向けた施策を実施します。

さらに、県、湖国すまい・まちづくり推進協議会、各種建築関係団体およびＮＰＯ関係団体と連携し、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めるとともに、各種の情報メディアを活用した啓発事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修に関する情報発信を積極的に進めるとともに、町民や町内に建築物を所有している建築物所有者に対する相談体制を拡充します。

また、防災点検パトロール、住宅月間、防災査察、建築基準法第 12 条に基づく定期報告および既存建築物に関わる各種の調査時に、地震防災対策に関する情報提供を拡充するなど、町民が防災に関心が向きやすいイベント等の機会を通して、住宅および建築物の耐震化促進を啓発します。

| 知識の啓発・普及機会の例 | 対　応　内　容 |
|---|---|
| 防災査察・パトロール | 春、秋、2 回行っている防災査察や定期報告のない建築物のパトロール等での啓発、指導 |
| 住宅月間 | 毎年 10 月は「住宅月間」での地震防災対策に関する情報提供を拡充 |
| 防災訓練 | 防災訓練時における建築物の地震防災対策に対する意識高揚 |

| 知識の啓発・普及機会の例 | 対　応　内　容 |
|---|---|
| 定期報告制度の活用 | 建築基準法第12条に基づく定期報告における特殊建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導 |
| 各種調査 | 既存建築物における地震対策等の調査（広告板・窓ガラスの地震対策等）を通し、地震対策の改善指導を実施 |

## Ⅳ．リフォームにあわせた耐震改修の誘導

町は、無料木造住宅耐震診断員派遣事業による耐震診断員の新規登録の促進に向け、県と協力し、耐震診断員の技術向上を図ります。

また、県と連携し、「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」により、講習を受けて登録された設計者や施工者の名前の公表や、町の相談窓口における登録者名簿の閲覧等を通じて、身近な技術者の情報提供に努めます。

さらに、現在実施している高齢者住宅小規模改造助成事業など、旧基準の住宅を改造する場合には、耐震診断、耐震改修の実施に関する指導助言を行うとともに、リフォーム工事を安心して行えるよう、日本住宅保障検査機構のリフォーム瑕疵保険について、周知と活用促進を図ります。

こうした取り組みに加えて、リフォーム事業者と連携し、民・業・官が一体となった耐震改修促進に向けた取り組みを誘導します。

## Ⅴ．自治会等との連携

自治会、自主防災組織等の地域に根ざした組織を通じて、耐震診断・耐震改修についての理解を深める取り組みを実施します。

このため、出前講座などにより、町民に直接訴える場づくりに努め、地域と連携した地域ぐるみの意識啓発や耐震診断の実施に向けた取り組みについても検討します。

また、これまでの地震災害の例等において被害が多い高齢者等に対して、自治会（連合会組織）や老人会、老人クラブ等の活動（老人会の寄り合い・敬老の日のイベント等）、防災訓練や防犯活動を活用し、耐震診断・耐震改修に関する意識啓発に努めます。

### 1. 地域ぐるみの防災活動の推進

自治会（連合会組織）や老人会、老人クラブ等の活動（老人会の寄り合い・敬老の日のイベント等）、防災訓練や防犯活動を活用して、防災意識の向上を図ります。

また、防災担当部局と連携し、地域における自主防災組織の設立を呼びかけるとともに、自主防災組織の活動として、地域内の地震時危険箇所の点検や地震発生時

に通行を確保すべき避難路、通学路の点検など、身近な地域ぐるみの防災活動の促進を図ります。

### 2. 出前講座の開催支援

町内会や自主防災組織等に対して、耐震診断・耐震改修の啓発のため、出前講座の開催など、必要な支援を行います。

### 3. 社会福祉協議会との連携

耐震化が必要な施設の情報を共有し、耐震診断・耐震改修の必要性を周知するだけでなく耐震改修を推進し、利用者の安全と安心を確保します。

## Ⅵ. 減災教育による人材育成

町内小・中学校での総合学習の時間を活用した減災教育の充実と、町民の減災意識の高揚と減災行動の気運をさらに盛り上げ、地震に強い地域づくり、人づくりを推進するために、減災教育の講師派遣等の積極的な支援を行います。

また、今後、ボランティア活動等の積極的な参画が見込まれる高齢者等を中心に、地域や家庭の防災に関する知識、能力の向上を図り、社会全体の防災力を向上させることを目的とした防災教育の実施に向けての検討を行います。

## Ⅶ. 高齢者世帯への支援

耐震化が必要な旧耐震基準住宅の所有者の多くは高齢者となっており、耐震化促進を図る上で、高齢者を対象とした支援や普及・啓発活動が必要であると考えられます。

町では、高齢者の防災および地震被害の備えに対する意識の向上を図る啓発活動により高齢者の防災意識を向上させるとともに、国が創設したリバースモーゲージ型住宅ローン（住宅金融支援機構の「リ・バース 60」を活用した高齢者向けの耐震改修融資を無利子化・低利子化する制度）の普及・啓発を図ります。

■高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）制度のスキーム（国土交通省 HP）

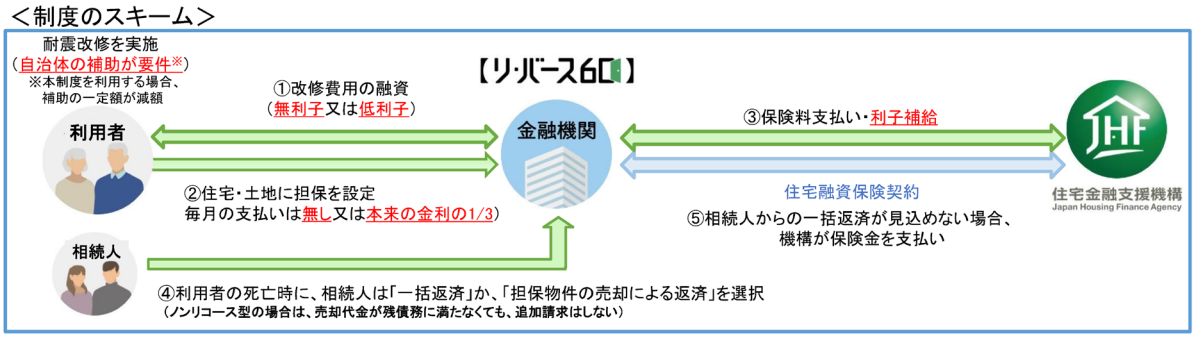

# 第７章　建築基準法による勧告または命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

## Ⅰ．耐震改修促進法による指導･助言、指示、公表等の実施

町は県と連携し、県が優先的に指導などを行うべき建築物の選定および実施の手順、公表のあり方等について協力します。また、県が町内すべての**特定既存耐震不適格建築物等**の状況を調査し、**特定既存耐震不適格建築物等**の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施できるよう協力します。

### 1. 耐震診断が義務付けられている建築物

要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物が該当します。

### 2. 耐震診断を指示する建築物

法第15条第２項に基づく建築物が該当します。

### 3. 耐震改修を指示する建築物

「耐震診断を指示する建築物」のうち、ランク２・３の建築物が該当します。

## Ⅱ．耐震改修を促進するための連携

町は、優先的に指導等を行うべき建築物の選定および実施手順の策定について、県等と連携して行います。

# 第８章　その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

## Ⅰ．避難路の安全対策

緊急輸送道路および避難路沿道の建築物の耐震化対策に合わせて、道路の維持管理や沿道建築物の不燃化対策など、耐震改修に合わせた地区更新対策を検討します。

また、狭隘道路の解消および道路環境の改善に向け、道路位置指定などの取り組みを進め、避難路等に位置づけられている道路の安全対策を進めます。

## Ⅱ．防災まちづくりに向けた展開

総合的な防災まちづくりの展開に向けて、防災マップの公開に加え、密集住宅市街地などの危険箇所の把握、避難場所、避難所、避難路の安全性など、総合的な見地から防災課題を検討し、建築物の迅速な耐震化に向けての検討を進めます。

## Ⅲ．多様な機会を活用した耐震化に関する活動の展開

今後、町民の耐震化意識の向上を図るなど、耐震診断後の支援も含めた様々な取り組みに着目して、耐震化促進の啓発に努めます。

豊郷町　地域整備課
〒529-1169　滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地
TEL:0749-35-8121　　FAX:0749-35-5270

調査機関:株式会社　パスコ